

## 就労選択支援の今後の論点について

令和 6 年 8 月 3 0 日

障がい福祉課

※今後判明する情報を踏まえ、必要に応じての議論であることが前提

### ○ アセスメントの質の確保

#### 【理由】

就労選択支援員の要件は、令和 7 年度開始予定の就労選択支援員養成研修の修了であるが、制度施行後 2 年間は、経過措置として JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）が行う予定の基礎的研修（就労選択支援に特化したものではなく、就労系福祉サービス全般についての研修）の修了でよいこととされており、要件が緩和されているところ、アセスメントの経験が必ずしも十分とはいえない事業者の参入が予想され、制度施行当初から、制度趣旨に沿ったアセスメントが各圏域でばらつきなく着実に実施されるよう、事業者の資質向上及びアセスメントの均質性を確保する必要がある。

#### 【論点】

事業所の資質向上や就労選択支援の均質性を確保するための方策をどうするか。

### ○ 他機関が実施した同種アセスメント結果の共有方策

#### 【理由】

障害者就業・生活支援センターや特別支援学校などの他機関が実施するアセスメントの結果を就労選択支援において活用できる方向で検討されているところ、アセスメントの形骸化や不十分な情報共有などにより利用者が不利益を被らないよう、実効的で円滑な情報共有のあり方を検討する必要がある。

#### 【論点】

- ・アセスメントにおける他機関と就労選択支援事業所の役割分担をどうするか。
- ・支給決定までのプロセスのどのタイミングで共有するのが望ましいか。
- ・共有する方法や範囲をどうするか。

### ○ 多機関連携会議の実施方法

#### 【理由】

多機関連携会議は、就労選択支援事業所が主体となって、ハローワーク、医療・教育機関などのうち必要な機関を参集して実施することが想定されているところ、就労選択支援が 2 週間程度の短期間のサービスであることを踏まえつつ、中立性の確保（自法人が運営するサービスへの利用者の誘導を防ぐ）の観点から実施方法のあり方を検討する必要がある。

#### 【論点】

- ・参集すべき機関の数は必要最低限とするか、監視的役割を果たせる機関を含めるか。
- ・中立性確保のために監視的役割を果たせる機関はどこか。
- ・既存の枠組みを活用できないか。